東日本大震災による被災学生の交流館プログラム受講料減免措置について

保証人が東日本大震災の災害救助法適用地域に居住し、被害程度が下記のいずれかに該当する学生について、「在学生への英語力強化支援事業」関係の交流館プログラムの受講料の半額を減免します。

記

1. 被害の程度

家屋の全壊

家屋の大規模半壊

家屋の流失

避難所生活を余儀なくされている場合

(原発事故によるものも含む)

家計支持者の死亡・行方不明

東日本大震災による直接被害により、家計支持者の年収が激減した場合

- 2. 適用期間:2016年度の1年間
- 3. 減免措置の適用は、津田塾大学学費減免申請書をもとに交流館運営委員会で審議し決定します。
- 4. 被害状況証明書(罹災証明書等)の提出が必要です。ただし、すでに学費減免申請を行い、「公的機関による被害状況証明書」を提出済みの場合は、再度提出する必要はありません。
- 5. 詳細は交流館事務室にお問い合わせください。

【問合せ先】津田梅子記念交流館事務室 TEL.042-342-5146

E-mail: forum@tsuda.ac.jp

以上